

意見書案第4号

辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決することを求める意見書

辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決することを求めるために、別紙のとおり意見書を提出する。

令和3年9月24日提出

勝山市議会議員

山 田 安 信
久 保 幸 治

辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決することを求める意見書

沖縄県の辺野古新基地の問題で、2019年の沖縄県民投票で投票総数の7割以上が反対の意思が示されて2年以上が経過したにもかかわらず、工事が強行されており、これが、政府は民意を無視していると指摘される原因となっている。

また、埋立て工事に、沖縄戦戦没者の遺骨が残る沖縄島南部から採取した土砂を使用することに、沖縄県議会や沖縄県内市町村議会をはじめ多くの沖縄県民や国民も抗議をしており、こうした声を無視すれば政府への信頼が失墜することも懸念される。政府は、普天間基地の速やかな危険性除去を名目として辺野古への新基地建設を強行しているが、普天間基地の返還は条件を付けずに直ちに実施すべきです。

なお、普天間基地の代替施設については、日本国内での必要性も含めて、国民的な議論をはじめ、公正かつ民主的な手続きにより決定することが必要です。

このため、辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するように、政府に以下の事項の実現を求めます。

記

1. 沖縄での県民投票に示された民意に反する辺野古新基地建設工事を中止し、普天間基地を運用停止すること。ことに沖縄戦没者の遺骨が残る沖縄島南部から採取した土砂を埋め立てに使用することは、戦没者の遺骨の尊厳を損なうものであり、認められるものではないこと。
2. 普天間基地の代替施設が日本国内に必要か否か当事者意識を持った国民的議論を行い、最終的には国権の最高機関たる国会で沖縄の米軍基地の負担軽減を国が責任をもって行う法整備等の仕組みの中で解決すること。
3. そのなかで、普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるなら、沖縄以外の全国すべての自治体をまずは等しく候補地とし、憲法の規定に基づき、沖縄以外でも一地域への一方的な押付けとならないよう、公正かつ民主的な手続きにより決定すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和3年9月24日

福井県勝山市議会